

しあわせ

バンク

の手引書

〔平成22年1月〕

メール・ド磯子
自治会を見よう

自治会活動の中で
人と人、団体と団体の
つながりをつくる



平成22年1月 磯子区役所

協力 メール・ド磯子自治会

～誰もが幸せに暮らせるまちをめざして～

スイッチON 磯子

— 磯子区地域福祉保健計画 —



社会福祉法

第1章 総 則

(地域福祉の推進)

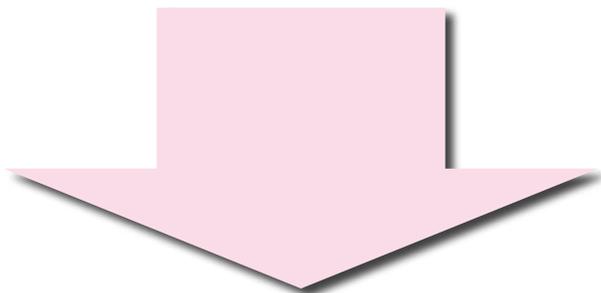
第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第10章 地域福祉の推進

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項



**地域福祉保健計画（スイッチ ON 磯子）が
目指すものとは…**

**『誰もが身近な地域で支えあいながら
安心して暮らせるまちづくりです。』**

しあわせバンク事業を機に地域の連携を深める

メール・ド磯子自治会が結成されてから 38 年。「話し合いを大切に、みんなで活動する」をモットーに、自治会活動や公園の清掃などを全世帯参加の輪番制で行っています。その中で、時には激論を交し合いながらも、お互いの長所短所を認め合い、思いやるという、会員同士の上手な付き合い方を学んできました。そして、いつしか子育ても一段落した高齢者世帯が徐々に増え、「一年交代の役員が負担」の声もちらほら。そんな頃、女性の出番が多い自治会の中に、公募による男性中心のボランティア活動部隊が 1 つ 2 つと誕生。現在では、老若男女混合の 5 つの部隊が独自の活動だけでなく、自治会活動にも積極的に参加、その協力により行事開催への負担感も軽減しています。

今回のしあわせバンク事業を機に、各活動部隊と委嘱委員・老人会・子ども会・班長・役員の連携を深めるための仕組みを確立し、広がりつつある輪をさらに大きく描けるよう、そして会員が仲良くみんなが動く「助け合える自治会」を目指したいと思います。

メール・ド磯子自治会長 辻本 美恵子

自治会町内会など身近な生活圏で支えあい、助け合う関係づくりを

「しあわせバンク事業」は、第 1 期磯子区地域福祉保健計画の中で、地域の人材、活動グループ、活動の場、活動内容などの地域の「宝」を蓄積して活用できるようにする「仕組みづくり」を目指しました。試行錯誤をしながら、平成 20 年度に根岸地区連合を対象エリアとして、ひとつ目のしあわせバンクが活動を始めました。（『しあわせバンクの解説書～根岸地区を見てみよう～』をご参照ください。）

そして、次に“ひとつの自治会町内会”を対象エリアとした「しあわせバンク」がメール・ド磯子自治会でスタートしました。もっとも身近な生活圏で支え合いや助け合いのできる仲間を作り楽しく暮らすことは、誰もが安全・安心に幸せに暮らすことのできるまちづくりの基本ではないかと思います。地域で活動する団体が有機的・組織的に連携して、より一層活動を発展させることを期待しメール・ド磯子自治会の「しあわせバンク」を応援します。

磯子区長 守屋 直

第Ⅰ部

メール・ド磯子自治会の さまざまな活動

1. メール・ド磯子自治会の生い立ち… 3
2. 活動を支える自治会館の建設… 3
3. 5つの団体の紹介… 4
 - (1) マッチョ防犯パトロール隊
 - (2) マッチョお助け隊
 - (3) 防災支えあい協力隊
 - (4) 児童見守り隊
 - (5) 友愛福祉活動隊

第Ⅱ部

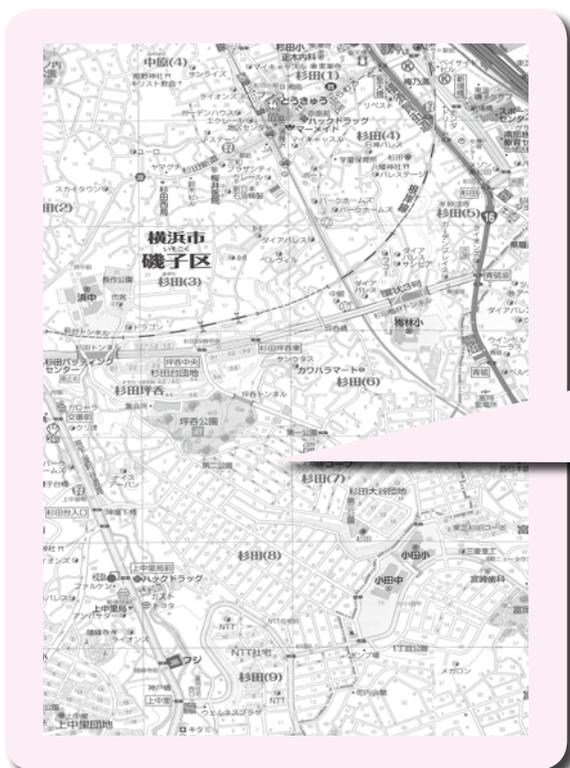
メール・ド磯子自治会の しあわせバンクがめざすもの

1. 地域団体の連携を進める…18
2. 少子高齢社会に備える…18
3. 自治会町内会の活動を活発にする…18
4. メール・ド磯子自治会の組織と活動…19

資料

- スイッチ ON 磯子まめ通信 第22号…24
 磯子区しあわせバンク事業補助金交付要綱…25

杉田地区の地図



メール・ド磯子自治会の地図



メール・ド磯子自治会のさまざまな活動

1. メール・ド磯子自治会の生い立ち

メール・ド磯子自治会は加入世帯 285 戸、人口 785 人、高齢者世帯 202 戸(※)です。高齢化率は 29.2%で杉田地区では 2 番目に高い率となっています(平成 22 年 1 月現在)。分譲宅地「メール・ド磯子四季」が造成されたのは 1969 年(昭和 44 年)、当時 30 代だった住民も現在は 70 歳前後になっています。

「メール・ド磯子四季」は、海を一望する高台に造成されました。当初の居住者は 10 数戸でした。その後、居住者が増え、ゴミ問題や子どもが通う学校のことなど、**みんなで相談しなければ解決できない問題**が次々に生じて、その解決のために有志が集まって会合を重ねた結果、1971 年(昭和 46 年)にメール・ド磯子自治会が結成されました。

自治会が結成されると「広報よこはま」も配られるようになり、隣り近所のつながりもでき始めました。現在、メール・ド磯子自治会の中の**道路は一方通行**になっていますが、これは自治会で取り組んだ最初の大きな成果だと思えます。

※高齢者世帯：65 歳以上のみの世帯、または、65 歳以上の人と 18 歳未満の未婚の家族で構成される世帯



2. 活動を支える自治会館の建設

自治会発足時は、造成業者が隣接する町内会区域の中に建てた建物を借りていましたが、10 数年後には転売に転売が重ねられ、そのつど立ち退きを迫られました。これを契機に 1989 年(平成元年)、建設委員会を立ち上げ自前の会館を建てることになりましたが、建設用地や建築業者の選定、資金計画、法人格の取得など難問が山積していました。

土地は坪呑公園に隣接する市有地を借りることができ、建築業者は横浜・湘南を中心とする若手建築家集団の作品展で知り合った建築家に依頼し、「人にやさしい会館」を基本に、高齢者や障害者の利用に配慮した段差のないバリアフリーを採用したログハウス風の会館が 1998 年(平成 10 年)に完成しました。

建てて 10 年、いま自治会館はみんなが集まる自治会活動の最重要拠点になっています。

3. 5つの団体の紹介

はじめに

仕事一筋であった私も、平成17年に自治会の副会長として、地域デビューをいたしました。デビューしてみると定年前後の男性がたくさんいるため、当時会長の柴崎宣雄氏（翌年8月に急逝）と共に発起人を募り、計10名の男性で“男の出番”を旗印に「マッチョ防犯パトロール隊」を結成いたしました。その後、隊員は、65名（うち女性33名）と大部隊に成長しております。

隊員達は、それぞれが、豊富な知識と技能を持たれたすばらしい人材集団でありました。その人たちとの出会いが、その後の各種活動部隊の基礎となり、“自分の地域は自分たちで住みやすいまちに”を合言葉に「児童見守り隊」「マッチョお助け隊」「防災支えあい協力隊」「友愛福祉活動隊」等各種の活動部隊を立ち上げることができたものと感じています。

活動の広がりに合わせて磯子区役所福祉保健課に活動支援を相談したところ、地域で活動する団体の相互連携を作り出す為の仕組みづくりに補助金が出ることを知りさっそく申請いたしました。

これらの活動が、公的にも認められたことから、「自信」と「やりがい」が増幅され、それぞれの隊員は、“無理をせず、楽しみながら、できる範囲で”を合言葉に、更に地域の連携を強めているところです。

メール・ド磯子自治会のしあわせバンク統括責任者 坂本 ^{みつぐ} 税

(1) マッチョ防犯パトロール隊

マッチョ防犯パトロール隊歌

♪ 地域のみなさん守らんと
老若男女 決起して
勇気凛々出動す
これぞわれ等の心意気
これがメール・ド防犯隊

♪ 春夜桜の下を行く
拍子木の音さわやかに
団結の威力示しつつ
隊伍堂々ねり歩く
これがメール・ド防犯隊





ある日、自治会員宅に空き巣の被害が発生しました。それを契機に平成17年7月に「マッチョ防犯パトロール隊」が結成されました。結成以後、4年半空き巣の被害は発生していません。

現在の隊員は女性が半数を超えています。地域活動はみんなの協力があってこそです。

相乗効果として地域のコミュニケーションが良くなり、安全で安心な環境が整いつつあります。



「メール・ドしあわせバンク活動」運営細則

メール・ド磯子自治会

第1条（目的）

自治会々則第4条は、「会は、会員相互の親睦と福祉を増進し、住みよい環境をつくる為に地域的な共同活動を行う」とある。その目的の一つである福祉増進を図るため、具体的な活動運営を定める。

第2条（名称及び事務所）

この活動は、「メール・ドしあわせバンク活動」と称し、事務所をメール・ド磯子自治会館内に置く。

第3条（しあわせバンク活動部隊）

メール・ドしあわせバンクの活動部隊は、①マッショ防犯パトロール隊 ②防災支えあい協力隊 ③マッショお助け隊 ④児童見守り隊 ⑤友愛福祉活動隊並びに第1条の目的を達成する為に必要な活動部隊とする。

第4条（代表者及び統括（副）責任者並びに会計）

- 1) しあわせバンク事業補助金申請書と補助金交付申請書の代表者は自治会長、添付書類の団体役員名簿は自治会五役及び会計監査とし、書類の作成と申請手続きは下記に述べる統括責任者が行なう。
- 2) 「メール・ドしあわせバンク活動」の運営代表者を統括責任者と呼び自治会会長、第3条に延べられている各活動部隊長、及び民生児童委員、保健活動推進員、友愛活動推進員の各委嘱者による互選で決定する。
- 3) 統括副責任者並びに会計は、統括責任者の推薦により、上記互選対象者の承認を得て決定する。
- 4) なお、上記2) 3) のメンバーを「メール・ドしあわせバンク運営委員」とする。

第5条（運営委員の任期）

役職持ちの運営委員の任期は、その役職の在任期間とする。無役職の任期は、自治会の総会から総会までとし、再任は妨げない。

第6条（活動内容の報告および情報交換）

- 1) 年2回開催の「役員・班長・委嘱者・各活動部隊長合同会議」〈拡大合同会議〉及び自治会定期総会において活動内容の報告を行う。
- 2) なお、活動途上において課題が発生した場合には、統括（副）責任者が速やかに課題の調整を図る。

第7条（各部隊の活動）

各部隊は、それぞれの規約に基いて活動と運営を行うものとする。

第8条（活動費用の処理および決算報告）

- 1) 磯子区しあわせバンク補助金は、預り金として管理し、発生費用は、預り金より取り崩し、余剰分が出た場合は返却手続きを行わなければならない。
- 2) 統括責任者は、年度末の事業決算書及び事業決算書関係書類を磯子区役所担当窓口へ提出する。

第9条（支援の対価）

第3条の活動は、すべてボランティア活動である。そのため、対価を求めるものではありません。

第10条（その他）

規約に定めるもののほか、本隊の運営に必要な事項は、別途協議の上決定する。

制定 平成21年9月15日

マッチョ防犯パトロール隊規約

マッチョ防犯パトロール隊

第1条（目的）

メール・ド磯子自治会の犯罪防止及び青少年の健全育成・非行防止を図り、安全で安心できる環境をつくることを目的とする。

第2条（名称及び事務所）

本隊は、マッチョ防犯パトロール隊と称し、事務所をメール・ド磯子自治会館内に置く。

第3条（活動）

- (1) 巡回パトロール
- (2) 犯罪の抑止・青少年の健全育成のための声掛け活動
- (3) 事件・事故に遭遇した際の通報
- (4) 安全マップづくり
- (5) あいさつ運動
- (6) その他、第1条の目的を達成する為に必要な活動

第4条（構成）

メール・ド磯子自治会に加入する世帯の成人男子及び女子で、その趣旨に賛同し、入隊を希望するものをもって構成する。

なお、隊への入隊又は脱隊は妨げない。

第5条（組織）

組織は、隊長、副隊長 1～2名、事務局長 1名、会計 1名、幹事 若干名、小隊（副）長及び隊員とする。

第6条（役員の任期）

隊長、副隊長、事務局長、会計、幹事、小隊（副）長の役員任期は、2年間とし再任は妨げない。

第7条（総会）

総会は、毎年3月末までに開催しなければならない。

なお、総会では、役員改選、規約改訂、決算、予算を行う。

第8条（役員会）

役員会では、入脱隊の確認、活動計画の立案、総会資料の作成等を行う。

第9条（活動費用の処理）

活動に伴い発生する費用は、年度活動予算を前受けし年度末に一括精算処理を行うものとする。

第10条（その他）

規約に定めるもののほか、本隊の運営に必要な事項は、別途協議の上決定する。

制定 平成17年7月1日

改訂 平成21年2月1日

マッチョお助け隊規約

マッチョお助け隊

第1条（目的）

メール・ド礒子自治会のお年寄りや体の不自由な世帯を対象に、ちょっとした困りごとに対して善意をもって支援を行うものである。

第2条（名称及び事務所）

本隊は、マッチョお助け隊と称し、事務所をメール・ド礒子自治会館内に置く。

第3条（活動内容）

- (1) 障子張りや網戸張替え
- (2) 家具や物置等の移動
- (3) 簡単な庭木の剪定や草むしり
- (4) 電球・蛍光灯交換や照明器具・扇風機等の掃除
- (5) 水道パッキング交換やトイレ フロート修理
- (6) その他日曜大工レベルのもの

第4条（構成及び組織）

メール・ド礒子自治会の成人男子及び女子で、その趣旨に賛同し、入隊を希望するものをもって構成し、隊への入隊又は脱隊は妨げない。

なお、組織は、隊長、副隊長、幹事（以上まで役員）と隊員と及び窓口担当員とする。

第5条（情報の収集）

隊長は、窓口担当員等から支援要望の情報を受け、支援可能と判断できた場合、隊員へ支援の手配を行う。

第6条（隊員の支援実行）

隊長から手配を受けた隊員は、下見を兼ね支援要望者と具体的に支援の日程・方法等について調整を行い実施する。

第7条（支援の対価）

お年寄りや体の不自由な方に対する支援であり、対価を求めるものではありません。

ただし、実施するに当たり、必要物品購入費や購入に伴う交通費の実費請求は行うものとする。

また、無償では、お願いしづらいとの声があることから、人件費として一人一時間 500円を目安に費用の請求を行うものとする。

第8条（役員の任期）

役員の任期は特に設定せず、その任務が困難と申し出があった際までとし、後任の役員の人選は、役員会において調整する。

第9条（役員会）

隊長は、必要に応じて役員会を開催する。

なお、役員会では、役員の選考、入脱隊員の確認、活動計画の立案並びに規約の改定等を行う。

第10条（備品の保管と使用）

お助け支援に際し、必要な備品は、自治会管理の備品類を使用することが出来る。

なお、お助け隊所有の備品は、公園愛護会用倉庫に保管出来るものとする。

第11条（活動費用の処理）

活動に伴い発生する費用の処理は、発生都度自治会会計に申請し、清算処理を行う。

第12条（お助け隊々員の責任範囲）

お年寄りや体の不自由な方に対して、ちょっとしたことの手助けをお願いするものであり、あくまでも地域住民としてできる範囲での支援を行うものであり、責任を伴うものではありません。

第13条（その他）

規約に定めるもののほか、本隊の運営に必要な事項は、別途協議の上決定する。

制定 平成18年6月1日

改訂 平成21年2月15日（第4条 窓口担当員を追加）

(3) 防災支えあい協力隊

震災発生直後（1時間以内）に要援護者の救援活動を行うには近隣の人たちの協力が必要です。

防災支えあい協力隊は、次ページの「アンケート調査票」により要援護者の把握を進め、要援護者には「防災支えあいカード」を渡します。

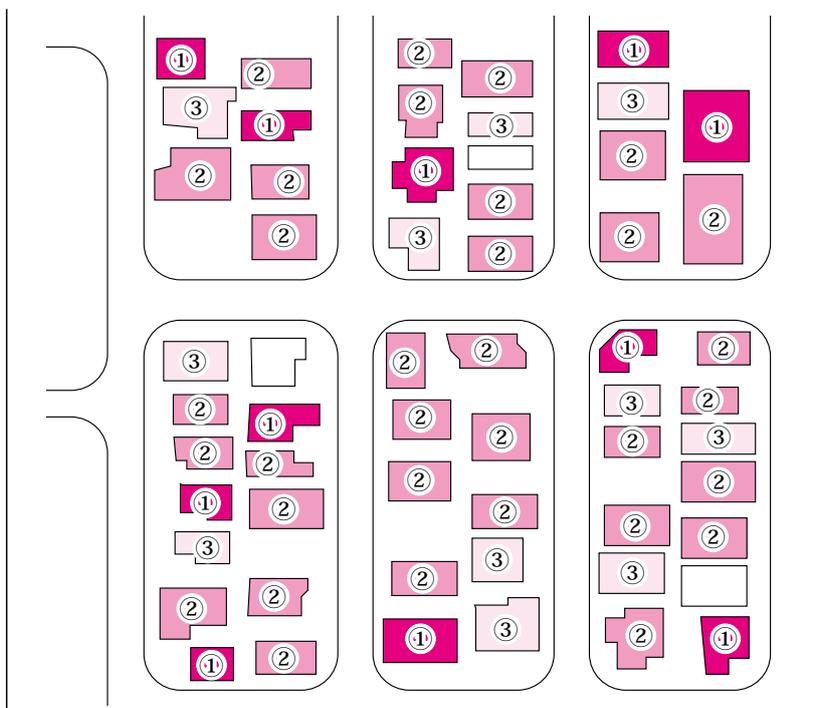
他方で協力者を募り、協力者には右の写真の「支えあい協力者カード」（援護をお願いする方のお名前が書かれています）をお渡しします。



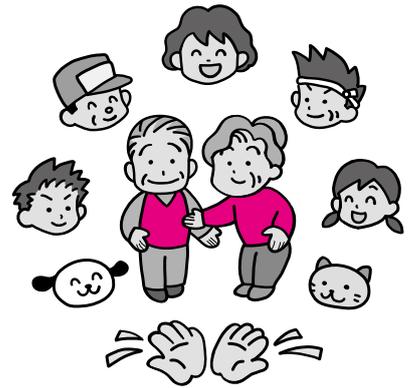
「支えあい協力者カード」
（協力者が保管します）

1人の要援護者に3人の協力者を配置できるように協力者を増やしていますが、協力者はアンケートだけではなかなか集まりません。そこで、日頃のお付き合いを通して、親しくなった人をお願いをするのも隊長をはじめとする隊員の重要な仕事です。

災害時支えあい防災マップ イメージ



- ※実物は①要援護者、②協力者、③要援護者でかつ協力者の3色に塗り分けられています。
- ※協力者は、要援護者1人に対して3人を目標にして隊員の拡大を図っています。
- ※上図の地図は実際の地図をイメージ化しています。



整理NO. _____

防災支えあいカード

メール・ド親子自治会 会長殿

私は、防災支えあいの趣旨に賛同し、防災支えあいカード、及び要支援者登録台帳に掲載することに同意します。また下記の個人情報について、自治会長が必要に応じて、災害時に活用することを承諾します。

平成21年 月 日 同意者(所轄主) _____ 印 _____

支援を必要とする方 _____ 班

氏名	住所	電話	年齢	性別
要支援者の氏名等を記入				

支援に際して、特に考慮して欲しいこと

緊急通報装置（あんしん電話）の有無 あり

緊急時の家族、知人等への連絡先

続柄	氏名	TEL	続柄
緊急連絡先を記入			

家族構成・同居者等

避難支援を行なってもらえる方

班	氏名
協力者の氏名等を記入 3名を目標にしています。	

メモ欄

「防災支えあいカード」
(要支援者が保管します)

「メールド防災支えあい」更新の為のアンケート調査票

記載日 平成21年 月 日

班	世帯主	電話番号
---	-----	------

(各項目に記入又は、○印をお付け下さい)

- 何人家族ですか () 人
- 70歳以上(8月1日現在)の方がいますか?
「はい」の場合は何人ですか? (はい 人、いいえ)
- 小学生はいますか? 「はい」の場合は何人ですか?
(はい 人、いいえ)
- 0才から幼稚園のお子さんがいますか? 「はい」の場合は何人ですか?
(はい 人、いいえ)
- 体の不自由な方、寝たきりの方、認知症の方がいますか?
(はい 人、いいえ)

(次の⑥と⑦は、支援希望者に対するアンケートです)

- 昨年、支援を希望され「支えあいカード」をお持ちの方で、登録した内容に変更がありますか?
(はい、いいえ)
- 今回 初めて支援を希望されますか?
(はい、いいえ)

(ここからは、支えあい協力者に対するアンケートです)

- すでに協力者に登録されている方に伺います。
昨年どおり協力していただけますか? (はい、いいえ)
お手数ですが、「はい」の方は、登録されている方のお名前をすべてお書き下さい。
お名前 _____
- 今回初めて支えあい協力者として登録していただけますか? (はい、いいえ)
「はい」の方は、協力して頂ける方のお名前をすべてお書き下さい。
お名前 _____

⑥⑦で「はい」と答えられた方には、後日支えあい協力隊役員が訪問し、詳しい内容についてお伺いさせていただきます。

要支援者と協力者を把握するための
「アンケート調査票」

メール・ド防災支えあい協力隊規約

メール・ド防災支えあい協力隊

第1条 (目的)

災害時における要援護者に対して、特に災害発生直後（1時間以内）の生命を守るための支援を行う。

第2条 (名称及び事務所)

本会は、「防災支えあい協力隊」と称し、事務所をメール・ド磯子自治会館内に置く。

第3条 (要援護者の対象)

「災害時要援護者」とは、災害から身を守るため安全な場所に避難するなどに支援を要する人々であり①高齢者 ②障害（児）者 ③外国人 ④乳幼児 ⑤妊婦等で本人から援護要望の意向を示されたメール・ド磯子自治会区域内在住の方を対象とする。

第4条 (組織)

組織は、隊長、副隊長、事務局、幹事（若干名）、隊員（協力者）とし、隊長、副隊長、事務局、幹事は、民生児童委員、保健活動推進員、友愛活動推進員、自治会役員から1名及び前記委員の推薦者により構成する。なお、協力者として登録したものを隊員とする。

第5条 (役員任期)

隊長・副隊長・事務局・幹事までを役員とし、市・区委嘱者からの「メールド支えあい協力隊」の役員任期は、委嘱の期間と同一とする。

それ以外の役員任期は、4月1日より2年間とし、再任は妨げない。

第6条 (役員の職務)

隊長は、隊を代表し隊務を統括する。

副隊長は、隊長を補佐し、隊長が事故ある時は、その職務を代行する。

事務局は、隊の事務一般を統括する。

第7条 (要援護者の調査)

防災の日に間に合うように、毎年7月に援護要望有無の調査を行い、最新の情報に基く活動を行う。

なお、通常時であっても声掛けにより、援護要望の意向を確認して援護対象者として登録する。

第8条 (援護要望者の登録及び防災支えあいカードの作成)

1) 援護要望を示された方は、「要援護者登録台帳」に名前を登録し、役員が具体的な援護内容について確認し、その内容を「防災支えあいカード」へ記載する。

なお、防災支えあいカード内容は、7月の援護要望有無の調査と同時に変更要否の確認を行う。

2) 登録された援護者は、所在が一目で分かるようにメール・ド磯子自治会区域図に識別標示を行い「防災マップ」を作成する。

第9条 (防災支えあい協力者の募集)

援護要望対応のためには、多くの方の協力が必要であり、毎年7月に援護要望有無の調査と並行して防災支えあい協力者の募集を行う。

なお、協力者は、メール・ド磯子地区内在住の中学生以上の男女から幅広く募集を行う。

第10条 (個人情報保護)

協力隊役員及び隊員は、知りえた要援護者に対する個人情報の守秘義務を履行する。

第11条 (備品の使用)

避難誘導に際し必要とする備品は、自治会管理の防災庫保管の備品を使用する。

第12条 (活動費用の処理)

活動に伴い発生する費用の処理は、自治会会計に申請し、後日清算処理を行う。

第13条 (防災支えあい協力者の責任範囲)

いざと云うときに要援護者に対して声掛けや、安否確認、避難の手助けをお願いするものであり、あくまでも地域住民としてできる範囲での支援を行うものであって、責任を伴うものではありません。

第14条 (その他)

本規約に定めるほか、管理運営に必要な事項は、協議のうえ決定する。

履歴 平成21年1月25日制定 (要援護者管理運営規約は廃止)

平成21年6月28日 (第10条、13条一部改訂)

平成21年9月3日 (第1条、12条一部改訂)

(4) 児童見守り隊

小学生児童が、交通事故及び犯罪に遭わないで安全に登下校できるように児童の見守りを行っています。



児童見守り隊まもり事

第1条 (目的)

メール・ド磯子自治会世帯の小学生児童が、交通事故及び犯罪に遭わないで安全に登下校出来るように児童の見守りを行う。

第2条 (名称及び事務所)

本隊は、児童見守り隊と称し、事務所をメール・ド磯子自治会館内に置く。

第3条 (活動)

- (1) 登下校時の見守り (見守り隊は、小田小学援隊の腕章を着用すること)
- (2) 事件・事故に遭遇した際の通報
- (3) 安全マップづくり
- (4) あいさつ運動
- (5) その他、第1条の目的を達成する為に必要な活動

第4条 (構成)

小田小学校に通う児童の父母とメール・ド磯子自治会役員並びにメール・ド磯子自治会域世帯の成人男子及び女子で、その趣旨に賛同し、入隊を希望するものをもって構成する。なお、隊への入隊又は脱隊は妨げない。

第5条 (組織)

組織は、隊長、副隊長 (校外委員及び自治会役員から各1名) の役員と隊員とする。

第6条 (役員会)

役員会では、入脱隊員の確認、活動計画の立案並びに規約の改定等を行う。

第7条 (任期)

役員及び隊員の任期は、毎年5月1日から翌年4月末までの1年間とし、その編成は児童見守り隊日程表に基づくものとする。

なお、役員の再任は妨げない。

第8条 (活動費用の処理)

活動に伴い発生する費用の処理は、発生都度自治会会計に申請し、清算処理を行う。

第9条 (その他)

規約に定めるもののほか、本隊の運営に必要な事項は、別途協議の上決定する。

制定 平成21年3月4日

(5) 友愛福祉活動隊

メール・ド磯子自治会の会員が、心身ともに健康で、元気に明るく生活するための活動と地域住民の「つながり」を醸成するための活動を行っています。



コーラスグループ「ボナール」杉田劇場に出演しました。



杉田大谷第一公園で
グラウンドゴルフを楽しんでいます。



舞踊グループ「こすもす会」による特別養護老人ホームの慰問風景です。
みなさんの笑顔が何よりの喜びです。



「歩こう会」参加の皆さん
和気あいあいと四季の変化を感じながら
月1回のウォーキングをしています。



仲間作りは、なんと言っても
いっしょに体を動かすことです。
メール・ド磯子自治会館にて

いろいろな活動の中で人と人の繋がりが広がります。要援護者を支える「防災支えあい協力隊」の隊員や「マッちょお助け隊」の隊員を増やすチャンスです。

メールド友愛福祉活動隊規約

友愛福祉活動隊

第1条（目的）

メール・ド磯子自治会の会員が、心身ともに健康で元気に、明るく生活する為の活動と地域住民の「つながり」を醸成するための活動を行う。

なお、網戸の張替えや庭木の剪定、草むしり等ちょっとした困りごとのお手伝いは「マッちょお助け隊」の活動支援とし本友愛福祉活動隊の支援には含まない。

第2条（名称及び事務所）

この事業は、「友愛福祉活動隊」と称し、事務所をメール・ド磯子自治会館内に置く。

第3条（活動内容）

- (1) 一人暮らしのお年寄り家庭の訪問
- (2) 各季節に行う「バス旅行」「歩こう会」等の交流会
- (3) お年寄りを対象とした「さわやかサロン」「合唱」「舞踊」等の芸能活動
- (4) 「ゲートボール」「グラウンドゴルフ」「ペタンク」「体操」などのスポーツ活動
- (5) 梅園管理や花壇の手入れなどの公園美化活動
- (6) その他、第1条の目的を達成する為に必要な活動

第4条（活動支援）

活動支援は、アドニスクラブの各部活動担当と市委嘱の友愛活動推進員、民生・児童委員、保健活動推進員並びに有志により行うものとする。

第5条（組織）

組織は、隊長、副隊長 1～2名、事務局長 1名、会計 1名 並びに友愛福祉部、スポーツ倶楽部、文化芸能倶楽部、公園美化部とする。

隊長は、アドニスクラブ会長が兼任し、副隊長、事務局長、会計並びに各部長も、アドニスクラブの担当役員が兼任する。

第6条（役員の任期）

隊長、副隊長、事務局長、会計並びに各部長の役員任期は、アドニスクラブの役員任期と同じとする。

第7条（役員会）

役員会は、必要に応じ隊長が役員会開催の招集を行い、活動状況の確認と課題調整を行うものとする。

なお、役員会の構成は、アドニスクラブの役員と同一の為、定例の役員会の中で行うことができる。

第8条（活動費用の処理）

活動に伴い発生する費用の処理は、発生都度、領収書を添えて、しあわせバンクの会計に精算処理を行うものとする。

第9条（その他）

規約に定めるもののほか、本隊の運営に必要な事項は、別途協議の上決定する。

制定 平成21年8月6日

改訂 平成21年9月6日

平成21年12月28日（第8条以下繰上げ及び一部文字を変換）

メール・ド礒子自治会のしあわせバンクがめざすもの

自治会町内会の中に、支え合いや子育て支援の活動を広げ、活動を進めている団体の相互の連携をつくる仕組みをあなたの町にも作るため、この手引書で紹介したメール・ド礒子自治会の実践例を参考にしてみたいかがでしょうか。

1. 地域団体の連携を進める

第1部で見てきたように、5つの団体はそれぞれの目的を実現するために活動をしています。活動の対象や目的が違くと団体間の情報交換や交流の機会が生まれてこない傾向があります。そこで、しあわせバンク事業をひとつのきっかけとして目的の違う団体が相互に連携を取りながら活動を進められるようにしています。

2. 少子高齢社会に備える

2025年は団塊の世代が後期高齢者（75歳）に入る年です。我が国の高齢化率は30.5%になるといわれています。しかし、すでに平成21年3月時点でメール・ド礒子自治会の高齢化率は29.2%です。高齢社会では、行政による福祉サービスの提供や家族による努力だけでは安全で快適な地域社会を築くことは大変に難しくなるものと予測されます。高齢社会では高齢者が孤立して孤独にならないように、近隣の人たちによる支え合いの活動がとても大切になります。隣り近所の人が見知りになって仲良くなること、いっしょに活動し、たまには食事会をするなど近所の人との和を広げていくことが求められます。

3. 自治会町内会の活動を活発にする

最近の自治会町内会は役員の輪番制により役員が数年で交代するケースがよく見受けられます。経験が蓄積されない悩みもありますが、みんなが活動に参加することになるという利点もあります。輪番制で回ってきた時、役員になったことがきっかけとなり、自治会の活動に参加し、仲間が出来て、地域のことが分かるようになると活動に身が入ってくる人もいます。しあわせバンクは、自治会町内会の中にさまざまな活動を広げ、活動団体をつなげてみんなの気持ちもつなげます。

自治会町内会の特徴



- 1 領域が定められていて重なり合うことがない。
- 2 全世帯を加入の対象にしている。
- 3 行政と連携して活動をしている。
- 4 福祉の向上や環境の改善をはじめとする幅広い地域問題の解決に取り組んでいる。
- 5 規約がある。役員がいる。会費を徴収している。

4. メール・ド磯子自治会の組織と活動

メール・ド磯子自治会の役員は輪番制で選出されています。経験が蓄積されない悩みはありますが、全員が自治会の活動に関わることになるとか、輪番制で班長になったのがきっかけで自治会の活動に参加するようになる人も出てくるなどの利点もあります。

しかし、輪番で役員になった人がいきなり地域活動を担うことは難しいのが現実です。イベントの実施ともなれば、好き嫌いや得意不得意も出てきます。そこで、“自治会役員の活動”と“有志の人たちの活動”とを連動させながら、自治会活動を運営する方法を進めています。

◆有志の人たちの活動（次ページの五角形の図を参照してください。）

統括責任者は、二つの「隊」の隊長を務めています。統括責任者が複数の「隊」に所属することにより「隊」相互の連携が生まれます。

さらに、委嘱委員の人たちを始め、**一人で複数の「隊」に所属する**隊員たちもいます。複数の「隊」の隊員になっている人が「隊」相互のつながりを強める役割を果たしています。さらに、**全ての「隊」の隊長がマッチョ防犯パトロール隊に所属**しています。また、友愛福祉活動隊の隊長はアドニスクラブ（老人会）の会長が務めていますし、児童見守り隊の隊長は前主任児童委員が務めています。このように、自治会や委嘱委員との連携ができています。

それぞれの「隊」が相互に連携をとって活動をすすめていることは、**別の「隊」の活動に対する理解**を広げます。別の「隊」の活動を理解していることが**別の「隊」の活動への協力**を生み出します。

◆自治会の中の友達づくり

友愛福祉活動隊はハイキングや健康体操など誰もが参加しやすい同好会活動を行い、**新会員の拡大**をめざしています。同好会活動を行う友愛福祉活動隊に入ること、自治会の中に親しい友達が増えてきます。近所に親しい友達ができると地域のことに関心を持つようになり、安心安全な街づくりのボランティア活動にも参加してみようという気持ちが湧いてきます。人と人の繋がりが街づくりを進める**ボランティアの育成**につながっていきます。

◆ふるさと意識の醸成

隣り近所に親しい友だちが来ると、自治会が主催するメール・ドまつりや花火大会、作品展などのイベント行事に参加することも楽しみになり、裏方を引き受けることもあまり苦にはならなくなります。そして、イベントで知り合った人を自分が参加する同好会に誘うことにより、さらに人と人の輪が広がっていきます。みんなでいっしょに取り組む行事がみんなの心の中に**メール・ド磯子自治会への帰属意識**を生み、子どもたちには「ふるさと」意識を育んでいきます。

◆規約に基づく運営

「隊」は全て規約に基づいて運営されています。規約に基づいて活動することにより、「隊」の活動が**地域のみなさんに公認**されたことになると同時に、自治会の予算を使ったり行政の補助金を使うことも可能になります。

◆メール・ド礒子自治会の班会を開く工夫

メール・ド礒子自治会の人たちが集う憩いの広場は杉田大谷第一公園です。公園の定期的な清掃は自治会の大切な仕事になっています。この清掃は班で行います。班は、回覧板をまわして、区役所からのお知らせや冠婚葬祭の情報を伝える役割を果たしている自治会の基礎組織です。

メール・ド礒子自治会では、杉田大谷第一公園の掃除を班ごとに振り分けて班員全員で行うことを呼びかけています。日ごろはあまり話す機会のない班の人たちが一緒に公園の掃除をする中で、顔見知りにもなり気持ちも伝わっていきます。新しく引越してきた人が、隣近所にデビューをする機会にもなります。

班会費を集めている班もあります。自治会館で班のミーティングを開くときのお茶代にしたり、班員の合意があれば各種募金を班会費から出すこともあります。班会は年に1回ほど開かれます。



メール・ド磯子自治会

自治会の活動

輪番制の役員

会長
副会長
事務局長
活動担当役員
班長

委嘱委員等

民生委員・児童委員
保健活動推進員
友愛活動推進員
青少年指導員
体育指導委員
赤十字奉仕団
環境事業推進員
消費生活推進員
家庭防災員
第一公園愛護会長

自治会役員会議 毎月開催

役員・班長合同会議
3か月に1回開催

班 会
自治会の基礎となる組織
必要に応じて開かれる

拡大合同会議 年2回開催
役員・班長・委嘱委員・各活動隊長・アドニスクラブ会長・
たけのこ子ども会育成会会長

有志の人たちの活動

たけのこ子ども会
アドニスクラブ
(老人会)

マッチョ防犯
パトロール隊

友愛福祉活動隊

児童見守り隊

しあわせバンク活動
統括責任者

防災支えあい協力隊

マッチョお助け隊

自治会の中の友達づくり

ふるさと意識の醸成

会 則

メール・ド磯子自治会

(名称及び事業所)

第1条 本会は、メール・ド磯子自治会（以下「会」と言う）と称し、事務所をメール・ド磯子自治会館内（横浜市磯子区杉田 7丁目28番1号）に置く。

(区域)

第2条 会の区域は、横浜市磯子区杉田7丁目3番から28番までの本会則別添付図区域とする。

(会員)

第3条 会員は、第2条の区域内に居住する個人及び事業所をもって構成する。

但し、事業所は、賛助会員とし議決権を有しない。

会への入会、退会は、妨げない。入会は、入会申込書に入会金を沿えて提出する。

退会は、退会届けを会に提出する。

(目的)

第4条 会は、会員相互の親睦と福祉を増進し、住みよい環境をつくるために地域的な共同活動を行うことを目的とする

(権利と義務)

第5条 会員は、全て平等であり、誰でも自治会活動に参加できる。

但し、会員の権利、義務の行使は、一世帯を一単位とし役員を選出し又は、選出される権利を有し義務を負う。

(活動及び組織)

第6条 会は、第4条の目的を達成するために次の各部を置き、それぞれの活動を行う。

(1) 広報・厚生 (2) 防犯・防災 (3) 環境・交通 (4) 体育・文化

又、組織は、メール・ド磯子自治会をいくつかの班に分ける。

(役員及び班長の選任)

第7条 会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 1名 |
| (3) 事 務 局 長 | 1名 |
| (4) 庶 務 | 2名 |
| (5) 会 計 | 1名 |
| (6) 会 計 監 査 | 1名 |
| (7) 各活動担当 | 若干名 |

② 会計監査を除く役員については、あらかじめ各班から選ばれた役員候補者が互選または推薦者を総会の承認を得て決定する。

会計監査は、前期会計担当者とし総会において承認を得て決定する。

(役員と職務)

第8条 会長は、会を代表し会務を統括する。又、自治会館の管理責任を負う。

副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時は、その職務を代行する。

事務局長は、会の事務一般を統括する。

会計は、会の会計全般を統括する。

会計監査は、会の会計を監査し、これを総会に報告する。

各活動担当は、複数人置く事ができる。

各活動担当者は、相互に協力し、職務の遂行に努める。

庶務は、会の各活動担当者にかかわらない事務一般を取り扱う。

(役員と班長の任期)

第9条 役員及び班長の任期は、総会から総会までとする。
又、再任を妨げない。

(班長とその職務)

第10条 班長は、あらかじめ各班で選出して置く。
班長は、班を代表し班の運営にあたる。

(総会)

第11条 総会は、この会の最高議決機関であり、会長がこれを招集し議長は総会出席者より選出する。

- ② 定期総会は、4月末日までに開催しなければならない。
但し、世帯代表者の4分の1、又は、役員¹の3分の2以上の要求があったときは、臨時総会をすみやかに開催しなければならない。
- ③ 総会は、世帯代表者によって構成され、その過半数の出席をもって成立する。
但し、やむをえないときは、委任状をもって出席に変えることができる。
- ④ 議事は、委任状を含め世帯代表者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決する。
- ⑤ 総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 会の活動に関すること
 - (2) 予算、決算に関すること
 - (3) 役員¹の選任に関すること
 - (4) 会則に関すること
 - (5) 資産に関すること
 - (6) その他重要な事項

(総会資料の管理)

第11条の2

- ① 総会資料及び議事録の保管期間は、10年間とする。
- ② 保管場所は、自治会館内の保管書棚とする。

(役員会)

第12条 会の日常的な運営期間を役員会といい総会に次ぐ機関である。
② 役員会は、第7条の役員のうち会計監査を除く役員によって構成する。会の日常の運営、議決を決定する。
③ 会の運営上必要があるときは、会長が臨時招集する。
④ 会議は、3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、過半数の賛成で決する。
⑤ 役員¹の3分の2以上の要求があった時は、臨時に役員会を開かなければならない。

(班長会)

第13条 班長会は、3ヶ月に1回以上開催し、会長がこれを招集する。
班長会は、第4条の目的達成のために日常的な自治会活動を行い、役員会に意見具申ができる。

(班会)

第14条 第4条の目的達成と日常的な運営を円滑に行うため、この会の基礎となる班会を必要に応じて開く。
班会は、当該選出の班長を中心として会の運営について報告を受け、質問し意見を述べることができる。

以下略

スイッチ ON 磯子 まめ通信 第 22 号で紹介しました

地域の取組から No. 31

マッチョ防犯パトロール ～メール・ド磯子自治会～

1 歌声もたからかに

「地域のみなさん守らんと 老若男女 決起して
勇気凛々出動す これぞ我らの心意気
これぞ メール・ド防犯隊」以下 2 番から 5 番省略
エルガー作曲「威風堂々」のメロディーにのって、

メール・ド磯子自治会の会員で構成されるマッチョ防犯パトロール隊の百々の歌声が住宅街の中にこだまします。



2 安全安心な町は文化の香る町

さかのぼること 4 年前、自治会長だった坂本さんは自治会活動に「男の出番だ」と男性で構成するマッチョ防犯パトロール隊の結成を呼びかけました。自治会の活動は楽しくなければ長続きしないと考えてテーマソングを公募し、住民の方々が作詩および編曲をした歌がこの「隊歌」です。

3 現在、約 60 人のパトロール隊は 6 小隊で編成され、月に 6 回のパトロールを行っています。

4 年前に立て続けに空き巣の被害が発生したことがありました。しかし、パトロール隊が活動を展開してからは、空き巣の被害はありません。安全・安心なまちづくりにパトロール隊は大きく貢献をしています。何よりうれしいことは同じ住宅街に住む人と人の繋がりが広がり深くなったことです。マッチョパトロール隊の坂本隊長は、子どもたちから「マッチョのおじさんだ！」と声を掛けられることもあるそうです。

(マッチョ防犯パトロール隊長/前メール・ド磯子自治会長 坂本 税さん)



食生活等改善推進員 (ヘルスマイト) になって

食生活等改善推進員(愛称:ヘルスマイト)をご存知でしょうか。食生



【日時・費用】全 12 回で 1,200 円。5/20、6/10、7/1、7/15、8/5、9/9、9/29、10/21、11/18、12/10、1/20、2/18

【申込〆切】5 月 16 日(金) 【申込/問合せ】福祉保健課健康づくり係 TEL750-2447 FAX750-2547

平成 21 年度「あなたの提案実現事業」の募集が 5 月 1 日からはじまります。詳しくは
<http://www.city.yokohama.jp/me/isogo/jigyokik/chifukukeikaku/06teian.html> または



スイッチ ON 磯子の詳しい内容をご覧になるには、磯子区役所ホームページ TOP の右上の上記バナーをクリックしてください。

お問い合わせは

磯子区福祉保健センター 福祉保健課運営企画係

(電話)750-2442 (FAX)750-2547

電子メールアドレス: is-fukuhokeikaku@city.yokohama.jp

発行年月日 平成 21 年 5 月 12 日



地域の活動をぜひお知らせください。まめ通信に掲載させていただきます。

磯子区しあわせバンク事業補助金交付要綱

制 定 平成 20 年 8 月 25 日 磯福第 2021 号 (区長決裁)

最近改正 平成 21 年 5 月 29 日 磯福第 483 号 (区長決裁)

(目的)

- 第 1 条 この要綱は、磯子区地域福祉保健計画「スイッチ ON 磯子」に基づく「しあわせバンク事業」(以下「事業」という。)についての補助金を交付することにより、地域住民の福祉の増進に資することを目的とする。
- 2 事業についての補助金の交付については、横浜市市民活動推進条例(平成 12 年 3 月横浜市条例第 26 号)、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

- 第 2 条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

(補助事業者の範囲)

- 第 3 条 この要綱における補助事業者(以下「団体」という。)は、次の要件を全て満たす団体とする。
- (1) 次条に定める事業の趣旨を十分に理解していること。
 - (2) 地域福祉保健活動に実績があること。
 - (3) 自治会町内会、民生児童委員などの地域活動団体と連携して活動できること。
 - (4) 組織の運営に関する規則等があること。

(事業内容)

- 第 4 条 団体は、地域福祉保健活動の推進のため、次に掲げる事業を実施する。なお、事業の実施にあたっては、地域活動団体と連携して行うこととする。
- (1) 地域の人材、活動グループ、活動の場、活動内容などの情報を蓄積すること。
 - (2) 日常生活を送るうえで何らかの支援を必要とする者の対応窓口となること。
 - (3) 地域活動を希望する者の対応窓口となること。
 - (4) その他地域福祉保健の推進に資すること。

(対象経費)

- 第 5 条 この要綱において、補助の対象となる経費は、団体が事業を実施するために必要な管理費及び運営費等とし、補助額は別表により定められる額を上限とする。なお、この補助金は予算の範囲内において交付するものとする。

(交付申請)

- 第 6 条 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期日は、毎年 5 月の末日とする。ただし、事業開始初年度においては、事業開始 1 か月前までに提出するものとする。
- 2 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により補助金の交付を受けようとする者は、しあわせバンク事業補助金交付申請書(第 1 号様式)及び団体役員名簿(第 2 号様式)を提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
- (1) しあわせバンク事業計画書(第 3 号様式)
 - (2) しあわせバンク事業予算書(第 4 号様式)
- 4 補助金規則第 5 条第 2 項第 5 号の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、団体の定款、規約、会則とする。
- 5 補助金規則第 5 条第 3 項の規定により補助金交付申請書への記載または添付を省略させることができる事項及び書類は、次のとおりとする。
- (1) 補助金規則第 5 条第 1 項第 2 号に規定する内容
 - (2) 補助金規則第 5 条第 1 項第 3 号に規定する内容
 - (3) 補助金規則第 5 条第 2 項第 2 号に規定する書類
 - (4) 補助金規則第 5 条第 2 項第 4 号に規定する書類

(交付決定通知)

第7条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、しあわせバンク事業助成金不交付決定通知書(第5号様式)により行うものとする。

2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、しあわせバンク事業補助金交付決定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金規則第7条第4号の規定により市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 補助金は、この要綱に基づく事業の経費に充て、他の経費に流用しないこと。
- (2) 事業終了後は、速やかに事業報告書を提出すること。
- (3) 剰余金が生じたときは、速やかに返還すること。
- (4) 区長は、必要に応じて、当該事業の実施状況の聴取及び調査を行うことができること。
- (5) 区長は、虚偽その他の不正な手続で補助金の交付を受けたときは、補助金の全部または一部を返還させることができること。

(申請の取下げの期日)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、団体が決定通知書の交付を受けてから14日後の日とする。

(助成金交付の決定の取消し等)

第10条 補助金規則第10条第2項の規定により市長が定める補助金交付の決定を取り消す必要がある場合は、次の各号に定めるとおりとする

- (1) この要綱又は助成金の交付決定の内容若しくは交付条件に違反した場合
- (2) 事業の実施を中止した場合
- (3) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって助成金の交付を受けた場合
- (4) その他区長が必要と認めた場合

(実績報告)

第11条 補助金規則第14条第1項の規定により団体が市長への報告に用いる書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

- (1) 第14条第1項第1号に基づく書類 しあわせバンク事業報告書(第7号様式)
- (2) 第14条第1項第2号に基づく書類
ア しあわせバンク事業決算書(第8号様式)
イ しあわせバンク事業領収書等提出用紙(第9号様式)

2 補助金規則第14条第1項第2号に基づき提出する領収書その他の当該収支計算に係る支出を証する書類又はその写し(以下「領収書等」という。)は、前項第2号に定めるしあわせバンク事業領収書等提出用紙(第9号様式)に貼付して提出するものとする。

3 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への添付又は記載を省略させることができる書類は、補助事業等が完了したとき、又は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助団体の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

4 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。

(補助金額の確定通知)

第12条 補助金規則第15条の規定による補助金額が確定した旨の通知は、しあわせバンク事業補助金額確定通知書(第10号様式)により行うものとする。

(補助金交付の時期の例外)

第13条 補助金規則第17条の規定により市長が補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、補助団体の資金状況を勘案し、補助事業等の完了前に補助金等を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合とする。

(補助金交付の請求)

第14条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、しあわせバンク事業助成金交付請求書(第11号様式)により行わなければならない。

(決定の取消し)

第15条 補助金規則第19条第3項の規定による補助金交付決定の取消し通知は、しあわせバンク事業補助金交付決定取消通知書(第12号様式)により行うものとする。

(補助金の返還)

第16条 補助金規則第20条第1項の規定により、補助金の返還を命ずる場合は、しあわせバンク事業補助金返還命令書(第13号様式)により行うものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 補助金規則第25条に規定する市長が定める期間は、備品等については減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間(ただし、10年を超える場合は10年)とする。

(関係書類の保存期間)

第18条 補助金規則第26条に規定する市長が定める期間は、事業の完了する日の属する横浜市の会計年度の翌年度から5年間とする。

(書類の閲覧)

第19条 補助団体及び市長は、横浜市市民活動推進条例第12条第4項の規定に基づき、個人情報に該当する部分を除いて、次の各号に定める書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 第6条第2項に規定するしあわせバンク事業補助金交付申請書
- (2) 第6条第3項第1号に規定するしあわせバンク事業計画書
- (3) 第6条第3項第2号に規定するしあわせバンク事業予算書
- (4) 第6条第4項に規定する団体の定款、規約、会則
- (5) 第7条第2項に規定するしあわせバンク事業補助金交付決定通知書
- (6) 第11条第1項第1号に規定するしあわせバンク事業報告書
- (7) 第11条第1項第2号アに規定するしあわせバンク事業決算書

2 前項の規定による閲覧は、横浜市市民活動推進条例施行規則(平成12年6月横浜市規則第119号)第4条の規定に基づき、次の表に定めるところにより行うものとする。

	補助団体	市長
閲覧場所	補助団体の事務所又は補助団体が指定する場所	磯子区福祉保健課
閲覧時間	補助団体が指定する時間	月曜から金曜までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、横浜市の休日を定める条例(平成3年12月横浜市条例第54号)で規定する休日を除く。
閲覧期間	第19条第1項第1号から5号に掲げる書類にあっては補助金の交付を受けた日から、第6号及び第7号に掲げる書類にあっては当該書類を市長に提出した日からそれぞれ2年間とする。	

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、磯子区長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月29日から施行する。

別 表

区分	費目	補助額	備考
対象範囲の人口が五千人超の場合	基礎経費	人口1万人までは、 人口1,000人あたり 10,000円	事業実施に係る諸費用
		人口1万人超は、 人口1,000人あたり 5,000円	
	人件費	市のアルバイト単価を上限として積算	事務局担当者の人件費等
	活動費	高齢世帯数100世帯あたり 40,000円	広報印刷物の作成・配布費用、備品消耗品費等
	研修費	1事業あたり 上限50,000円	活動団体の研修・育成等に要する費用
対象範囲の人口が五千人までの場合	基礎経費	人口1,000人までは、 人口100人あたり 10,000円	事業実施に係る諸費用
		人口1,000人超は、 人口100人あたり 5,000円	
	人件費	市のアルバイト単価を上限として積算	事務局担当者の人件費等
	活動費	高齢世帯数10世帯あたり 5,000円	広報印刷物の作成・配布費用、備品消耗品費等
研修費	1事業あたり 上限10,000円	活動団体の研修・育成等に要する費用	

※この補助金は予算の範囲内において交付するものとする。



地域福祉保健計画「スイッチ ON 磯子」の詳しい内容については、磯子区役所ホームページにある「スイッチ ON 磯子」のバナーをクリックしてください。

地域福祉保健計画
「スイッチ ON 磯子」
計画案内役の「梅さん」

MEMO



メール・ド磯子自治会の高齢化率は 29.2%です。15 年後のわが国の高齢化率は 30.5%と推計されていますから、メール・ド磯子自治会は将来の地域社会の姿を先取りしているのかも知れません。

この冊子の第 I 部はメール・ド磯子自治会の方たちが自治会活動を紹介する形で書かれています。第 II 部は磯子区役所がメール・ド磯子自治会の活動を分析する形で書かれています。

冊子「しあわせバンクの手引書～メール・ド磯子自治会を見てみよう～」には、メール・ド磯子自治会の取組を素材にして、来るべき高齢社会において誰もが幸せに暮せる豊かな地域社会を築くために、自治会町内会が取り組む活動や取組の進め方についての工夫や知恵が数多くちりばめられています。

自治会町内会の役員をはじめ多くの方々がこの冊子を一度手にとっていただければ、何かの参考になるものと期待しています。また、ご一読いただいた折には忌憚のないご意見をお寄せいただければ幸いです。

磯子福祉保健センター長 宇賀神 憲治

しあわせバンクの手引書
～メール・ド磯子自治会をしてみよう～

編集・発行 横浜市磯子福祉保健センター
協 力 メール・ド磯子自治会

横浜市磯子福祉保健センター
福祉保健課

〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1

電 話 045(750)2442

FAX 045(750)2547